

家庭保育福祉員制度基本委託料保護者負担額表

H25.4現在

(単位：円)

各月初日の在籍入所児童の属する世帯の階層区分		保護者負担額（月額）		
階層区分	定義	基本保育料	第2子負担額	第3子以降負担額
A	被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0
B	市民税非課税世帯	0	0	0
C 1	A階層及びD階層を除き前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	2,900	1,450	0
C 2	市民税所得割 5,000円未満	3,500	1,750	0
C 3	市民税所得割 5,000円以上	3,900	1,950	0
D 1	所得税 1,500円未満	5,000	2,500	0
D 2	所得税 1,500円以上 9,500円未満	6,900	3,450	0
D 3	所得税 9,500円以上 18,500円未満	8,100	4,050	0
D 4	所得税 18,500円以上 30,000円未満	10,100	5,050	0
D 5	所得税 30,000円以上 40,000円未満	14,000	7,000	0
D 6	所得税 40,000円以上 50,000円未満	15,600	7,800	0
D 7	所得税 50,000円以上 62,000円未満	18,200	9,100	0
D 8	所得税 62,000円以上 75,000円未満	20,800	10,400	0
D 9	所得税 75,000円以上 88,000円未満	22,800	11,400	0
D 10	A階層を除き前年度の所得税課税世帯であってその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	24,900	12,450	0
D 11	所得税 103,000円以上 128,000円未満	27,500	13,750	0
D 12	所得税 128,000円以上 162,500円未満	30,600	21,420	0
D 13	所得税 162,500円以上 212,500円未満	33,300	23,310	0
D 14	所得税 212,500円以上 272,500円未満	34,900	24,430	0
D 15	所得税 272,500円以上 332,500円未満	36,500	25,550	0
D 16	所得税 332,500円以上 413,000円未満	37,400	26,180	0
D 17	所得税 413,000円以上 483,000円未満	39,400	27,580	0
D 18	所得税 483,000円以上 548,000円未満	42,200	29,540	0
D 19	所得税 548,000円以上 633,000円未満	44,900	31,430	0
D 20	所得税 633,000円以上 734,000円未満	46,200	32,340	0
D 21	所得税 734,000円以上 1,000,000円未満	48,800	34,160	0
D 22	所得税 1,000,000円以上	50,100	35,070	0

備考

- 第2子負担額とは、同一世帯から2人以上の児童が委託されている場合の第2子目の保護者負担額です。
- 第3子以降負担額とは、同一世帯から3人以上の児童が委託されている場合の第3子目以降の保護者負担額です。
- 第1子が保育所に、第2子目以降が家庭保育福祉員に保育されている場合及び第1子、第2子が保育所に入所し、第3子目以降が家庭保育福祉員に保育されている場合にも適用します。
- この表の市民税の額は、世帯の平成24年度市民税額の年額となります。また、所得税の額は、世帯の平成24年分所得税額の年額となります。
(配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、電子証明等特別控除、市町村に対する寄附金控除、住宅特定改修特別税額控除、認定長期優良住宅新築等特別税額控除等の適用はありません。)
- 延長保育料を利用する場合は、別途延長保育料が必要です。